

食安監発 0806 第 1 号

平成 26 年 8 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

（ 公 印 省 略 ）

腸管出血性大腸菌による食中毒の発生予防について

標記については、平成 26 年 6 月 9 日付け食安企発 0609 第 5 号、食安監発 0609 第 3 号にて、関係事業者に対する食品衛生に関する正しい知識の普及及び啓発の実施をお願いするとともに、平成 26 年 6 月 13 日付け食安発 0613 第 2 号に基づく夏期一斉取締りの実施により、腸管出血性大腸菌食中毒について、生食用野菜など、加熱しないで喫食する食品については、必要に応じて殺菌等の処理、衛生的な取扱い及び汚染防止を行うことなど事業者への監視指導の徹底をお願いしたところです。

今般、静岡市で開催された花火大会において、保健所が取扱食品及び提供方法等を把握していない出店者が販売した「冷やしキュウリ」を原因食品とする腸管出血性大腸菌 0157 による食中毒が発生しているとの報告を受けました。静岡市からの報告では、患者数が 388 名（8 月 6 日現在）となっており、過去 10 年間で 2 番目に多くなっています。現在、静岡市において徹底的な原因究明及び再発防止に向けた指導を実施しているところですが、同様の食中毒の発生の防止を図る必要があることから、改めて、関連通知に基づき、祭事等において出店する食品等取扱者に対しても衛生管理、二次汚染の防止等について周知を行うとともに、監視指導の徹底をお願いします。

なお、腸管出血性大腸菌感染症患者等の発生を探知した際には、「腸管出血性大腸菌 0157 による広域散发食中毒対策について」（平成 22 年 4 月 16 日付け食安発 0416 第 1 号）に基づき、患者等の由来菌株を迅速に収集し、遺伝子解析を行う国立研究機関及び関係地方衛生研究所への送付に努めるようお願いします。